

宿舎問題に関する北海道労働委員会救済申立てにおける和解成立を受けての
執行委員会声明

2024年4月5日
北海道大学教職員組合執行委員会

(1) 和解成立と救済申立て取り下げ

2024年3月28日、本組合は、北海道労働委員会で行なっていた宿舎問題に関する救済申立ての枠内での交渉で、大学との間で和解協定書を締結し、和解が成立しました。同日、本組合は救済申立てを取り下げ、救済申立てに関する一連の手続きは全て終了しました。

本申立てに関わられた、または支援いただいた多くの組合員、宿舎居住者、弁護士の先生方、北海道労働委員会にて交渉を仲介された調停委員の方々など、関係するみなさまに感謝申し上げます。

(2) 救済申立てで獲得できたこと

和解協定書では、①今後の宿舎入居条件の確認、②今後の団体交渉では労使双方が誠実に交渉し、良好な労使関係の構築に努めること、③本救済申立てを取り下げること、を確認しました。

①に関して、当初、大学は外国人・女性・若手（40歳未満）の教員のみに住居資格を限定し、かつ最大5年間の居住期間しか認めていませんでした。しかし、和解協定書では、以下の条件に該当する現居住者に、宿舎居住の継続を認めました（ただし、廃止予定宿舎居住者については存続予定宿舎への転居が条件）。

- ・本人・同居者が心身に障害を有する、または病気の場合
- ・入居者の子弟が小中学校に通学、幼稚園・保育園に通園している場合
- ・入居者が2025年3月末時点で5年以内に定年を迎える場合（ただし入居期間の延長は最大5年間）

また、新規採用者のうち、教員以外の職員で外国人・女性・若手（40歳未満）の条件に該当する職員にも、宿舎入居を認めました。

上記以外にも、従来、入居者が行ってきた宿舎の共益費管理事務業務の外注化、廃止予定宿舎の共益費一部の大学負担（2024年度のみ）、引越し・転居を行う入居者向けの仲介手数料・基本料金の割引サービスや外国語対応サポートの紹介（特定不動産業者の利用が条件）が明記されました。

(3) 救済申立ての意義と限界

本救済申立てを決定した2022年12月14日開催の組合臨時大会では、救済申立てにあたっては、①「基本方針」修正を通じて組合員を含む宿舎居住者の利益を保護する、②正常な労使関係の回復に向けて大学の姿勢を正す、以上の2点を目的とすることを確認しました。

北海道労働委員会での交渉を通じて、大学の譲歩を引き出す形で、現宿舎居住者と新規採用者の今後の入居資格を部分的に拡充させることができ、上記目的を一定、達成できたと評価します。9回にわたって行われた調査期日の前後では、宿舎居住者を含む宿舎問題ワーキンググループを中心に非常に多くの時間と労力を費やして、交渉の進め方と組合方針の議論を真摯に行ってきました。一連の取り組みを通じて、労働組合として組合員数増加を含む組織的な成長を得られたのは間違いありません。

しかしながら、生活支援を目的とした福利厚生を否定した「基本方針」自体の修正は行えず、入居継続を希望されつつもその対象とならない方々が多く出てしまいました。加えて、引越しが困難な事情を抱える廃止予定宿舎居住者世帯を念頭に置いた廃止予定宿舎の部分的存続や廃止延期、代償措置としての金銭補償を得ることは最終的にはできませんでした。本組合としては今回の和解で利益を得られない組合員には誠に申し訳なく、お詫びする次第です。執行委員会は今回の和解内容に満足していませんでしたが、大学の通知した退去期限（2025年3月末）まであと1年しかないこと、入居資格の緩和を部分的に得られる見込みとなり、この成果を重視したことから、今回の和解を決断するに至りました。

(4) 今後に残された課題

今回、宿舎問題に関して大学との和解が成立しましたが、本組合と大学との交渉・協議がこれで全て終わったわけではありません。退去期限である2025年3月末に向け、宿舎退去・転居の具体的なスケジュールや方法はまだ具体的にはなっておらず、希望する世帯が全て転居できるかなど、今後の宿舎運営の具体的な方法の詳細が明確になっていない部分もあります。本組合は、引き続き、大学との必要な交渉・協議を精力的に進めていきます。

今後も組合活動への協力、理解をよろしくお願いいたします。

以上